

金融再生プログラム

主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生
「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進

不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

〈1.新しい金融システムの枠組み〉

- (1)安心できる金融システムの構築
国民のための金融行政
決済機能の安定確保
モニタリング体制の整備
- (2)中小企業貸出に対する十分な配慮
中小企業貸出に関する担い手の拡充
中小企業再生をサポートする仕組みの整備
中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
中小企業の実態を反映した検査の確保
中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結
政府と日銀が一体となった支援体制の整備
「特別支援金融機関」における経営改革
新しい公的資金制度の創設

〈2.新しい企業再生の枠組み〉

- (1)「特別支援」を介した企業再生
貸出債権のオフバランス化推進
時価の参考情報としての自己査定への活用
DPファイナンスへの保証制度
- (2)RCCの一層の活用と企業再生
企業再生機能の強化
企業再生ファンド等との連携強化
貸出債権取引市場の創設
証券化機能の拡充
- (3)企業再生のための環境整備
企業再生に資する支援環境の整備
過剰供給問題等への対応
早期事業再生ガイドラインの策定
株式の価格変動リスクへの対処
一層の金融緩和の期待
- (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

〈3.新しい金融行政の枠組み〉

- (1)資産査定への厳格化
資産査定に関する基準の見直し
引当に関するDCF的手法の採用
引当金算定における期間の見直し
再建計画や担保評価の厳正な検証 等
特別検査の再実施
自己査定と金融庁検査の格差公表
自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2)自己資本の充実
自己資本を強化するための税制改正
繰延税金資産の合理性の確認
自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3)ガバナンスの強化
優先株の普通株への転換
健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
早期是正措置の厳格化
「早期警戒制度」の活用 等

速やかに実施 (本年11月を目途に作業工程表を作成・公表)

中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

基本的考え方

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す